

近畿経済産業局長

武田 家明 様

大阪府中小企業団体中央会

会長 野村 泰弘

中小企業・小規模事業者支援策の強化・拡充に関する要望

多くの中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）は、中東情勢による影響が緊迫化する中、従前からの賃上げや設備投資の原資確保、価格転嫁や人手不足への対応等に迫られ、依然として厳しい経営環境が続いています。とりわけ、石油由来製品の供給偏りや流通過程での目詰まりが指摘され、急激な価格高騰や正常な生産活動に対する懸念を訴える声が会員組合等から数多く寄せられております。

我が国企業の99.7%を占める中小企業等が現在の苦境を乗り越え、持続的に成長、発展していくためには、国、地方自治体による手厚い支援は必要不可欠であり、より一層の強化・拡充が求められるところであります。

かかる観点から、以下の各項目に関して、令和9年度予算概算要求及び税制改正要望等に反映されることを強く要望します。

■喫緊の経営課題の解決に向けた支援の強化・拡充

（中東情勢を踏まえた総合的な支援策）

1. 中東情勢を踏まえた燃料油・石油製品の安定供給に必要な対策を強化すること。加えて、中小企業を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえ、物価高騰、円安、海外情勢の影響に対応するため、エネルギー・原材料価格等の高騰抑制など物価高騰の抑制に向けた総合的な経済対策を国主導で推進し、中小企業等が安定的かつ持続的に成長・発展していくための総合的な支援策を講じること。
2. 中小企業等が業績の改善・向上を伴う構造的な賃上げが可能となるよう、次の支援策を講じること。
 - (1) 中小企業等が業績の改善・向上を伴う持続的な賃上げができるよう、「強い経済を実現する総合経済対策」等あらゆる施策を総動員して、賃上げの原資が確保される環境整備を図るとともに、支援策の強化・拡充を図ること。
 - (2) 賃上げに関する補助金・助成金について、要件緩和や応募・申請手続きの簡素化を行うこと。
3. 中小企業等が十分な価格転嫁が行えるように次の対策を講じること。
 - (1) 十分な価格転嫁が可能となるように、中小受託取引適正化法（取適法）の遵守を徹底する策を講じ、実行性のある価格転嫁対策を政府主導で推進すること。
 - (2) 中小企業等協同組合法に基づく団体協約制度の周知・普及を強化し、活用を促進するとともに、中小企業組合に付与された団体協約締結権の実効性を向上する抜本的な運用強化を図ること。

■金融・税制施策の充実・強化

(中小企業金融施策)

1. 中東情勢や米国関税措置等に伴い、中小企業等を取り巻く経営環境は一層の厳しさが増している。国際情勢の影響を受ける中小企業等に、過度な金利を負担させることなく、安定的な資金確保が行えるよう、低金利での融資制度を新たに創設すること。
2. 日本銀行は、2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったとして、継続的に政策金利の引き上げを行った。中小企業等は、物価と賃金の好循環を実現できる経営環境に至っていないことから、中小企業等の経営環境が整うまでの間は、政策金利をこれ以上引き上げないこと。

(中小企業・組合税制)

1. 中小企業向け賃上げ促進税制の措置拡充を講じるとともに、恒久化を図ること。
2. 事業承継税制の特例措置について、申請状況や承継の進捗を注視しつつ、期限間際の混乱や社会情勢を鑑み、さらなる期限の延長や、要件及び手続きの見直しを実施すること。
3. 中小企業等及び中小企業組合の法人税の軽減税率について、その措置を恒久化すること。(軽油引取税の課税免除措置期間の延長など)

■人材確保、労働対策の推進

(人材確保対策)

1. 少子高齢化や人口減少によって、人材不足の深刻化と採用難が喫緊の課題である中小企業等に対する人材確保のための支援の充実・強化、とりわけ、高校新卒者を含めた若年求職者がマッチングしやすくなるよう、高校新卒者の採用制度見直しや、ハローワークの機能強化を図るとともに、民間の人材紹介会社を活用した支援策を講じるよう、厚生労働省に働きかけること。
2. 中小企業等が、「年収の壁」への対応をはじめとする雇用環境の変化に直面する中において、人材の確保・定着を図ることができるよう、引き続き必要な制度整備及び支援策を講じることを厚生労働省に働きかけること。
 - (1) 人材不足の課題解消及び就業調整の抑制を図るため、扶養控除及び配偶者控除における年収要件について、撤廃を含めた抜本的な見直しを引き続き行うこと。
 - (2) 中小企業等における人材の確保・定着及び従業員の実質賃金の引上げを図るため、中小企業等の従業員に限定した新たな所得控除を創設すること。
 - (3) 厚生年金保険の加入要件の見直しが進められる中においては、中小企業等の経営に負担が生じることのないよう、通勤手当については社会保険料の算定対象外とするなど、事業者の社会保険料負担軽減につながる実効性のある支援措置を講じること。

(育成就労への円滑な移行)

1. 育成就労制度への円滑な移行については、以下の実施を厚生労働省に働きかけること。
 - (1) 制度移行に伴う混乱を避けるため、技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行に向けた手続き支援や相談体制等を一層充実・強化すること。
 - (2) 技能実習制度における2号移行対象職種については、すべて育成就労制度の受入対象職種とするとともに、人手不足の実態を踏まえ、必要な職種について受入対象の拡大を図ること。
 - (3) 外国人材を受け入れ・育成する中小企業等に対し、日本語教育に対する支援措置の充実等、必要な支援策を講じること。